

危機に瀕する WTO 紛争処理機関の未来
—司法積極主義 (judicial-overreach) 批判と、
それを受けた改革提言—

大川 順

1. はじめに

1-1. 背景と問題意識

近年において、米トランプ政権の数々の貿易制限措置、英 Brexit、米中貿易戦争における報復関税の応酬などのいわゆる「保護主義」的な通商政策が横行し、自由で開かれた多角的国際貿易体制が揺らいでいる。先日 WTO 事務局により公表された監視報告書 (monitoring report¹) においても、WTO 加盟諸国による貿易制限的措置の数が歴史的なレベルに達していることが示されたところである²。国際的に合意の取れたルールに整合性がとれるか否かという「ルール志向」の観点でなく、自国の貿易赤字につながるかどうかで不公正貿易を認定する「結果志向」の観点に基づいた通商政策が広く見られるようである³。

こうした状況に対し、残念ながら既存の WTO 体制は十分に対処できていない。WTO 設立後初めての多国間交渉の場となった 2001 年のドーハラウンドは、先進国対途上国の対立激化⁴、そしてコンセンサス方式に起因する意思決定の困難などを理由に失敗に終わった。以来、今日に至るまで WTO のルールメイキングは有意な成果を上げていない。既存の国際秩序の変容、世界的なグローバルサプライチェーンの複雑化、さらにはデジタル技術の進展による取引慣行の変革など、多様かつ急速に変化する今日の国際経済社会に対し 24 年前のままのルールが現状に合うはずもなく、こうした現状はまさに「WTO の機能不全」として形容される。

こうしたルールメイキングにおける機能不全とは対照的に、非常によく機能してきたと評価されてきたのが WTO の執行機関としての機能、とりわけ紛争処理機関 (Dispute Settlement Body, DSB) の機能であった。DSB は国家間の通商問題の政治化を避け国際的に合

意されたルールに基づき客観的解決を図る、WTO 内部に位置する準司法機関である。同機関は強制管轄権の存在、パネル・上級委の設置及び報告書採択におけるネガティブ・コンセンサス方式、そしてそれによるスピーディーな裁定の実現など稀有な存在価値を有し、通商に限らず世界に数多存在する国際法廷の中でも極めて高い評価を受けてきた。WTO 協定に基づかない灰色措置や大国による一方的制裁関税を封じ込め⁵、国際通商における「法の支配 (rule of law)」に大きく貢献した DSB は“crown jewel”と評されるほどになった。

しかし、そんな DSB も現在かつてない危機に直面している。現行の DSB のメカニズムの、とりわけ上級委員会⁶の審理に不満を持つ米国の反対により審理を行う委員の選定プロセスがブロックされ続け⁷、2019 年 12 月 10 日、ついに審理に必要な最低人数を下回った⁸。これにより上級委員はもはや新規案件の審理を行うことができなくなり、紛争処理機関までもが事実上の機能不全に陥ったのである。ルールメイキングがままならないのみならず、自由貿易の最後の砦である DSB までもが役目を果たせなくなり、保護主義が急速に台頭する今日の国際経済社会において、既存の WTO 体制は包括的観点から「機能不全」と言わざるを得ない状況となってしまっている。

1-2. 本稿の主眼、及び議論の流れ

こうした現状認識のもと、本稿においては自由貿易の最後の砦たる DSB が再び機能を回復させるための課題、そして再活性化実現のための、長期的な視野に基づいた改革のビジョンについて提言を行うことを主たる目的とする。とりわけ、上級委員選定をブロックする米国による DSB の「司法積極主義」の議論に着目し、DSB の「正当性」という観点にフォーカスして議論を進めていく。

以下、本稿の構造を示す。まず、DSB の概要を把握することから始める。DSB の機能と固有の特徴、歴史的な経緯、そして DSB の課題分析に踏み込む土台となる DSB の「意義・性質」にかかる議論を、「私的利益/公的利益モデル」という評価・分析モデルに基づ

¹ 保護主義的措置の動向把握のため、定期的に WTO 加盟国の貿易関連措置を調査し、当該措置に関する報告書を WTO 事務局が作成、公表するものである。

² WTO News, “Report shows trade restrictions by WTO members at historically high levels”, 12 Dec 2019, at https://www.wto.org/english/news_e/news19_e/dgra_12dec19_e.htm

³ 経済産業省「不公正貿易報告書 2018」(概要版) より。

⁴ 新しい分野でさらなる自由化を望む先進国に対し、数で圧倒的に勝る途上国は自由化への反発と自分たちへの特惠待遇を強く主張し、収拾がつかなくなった (WTO の国連化)。

⁵ 例えば、1980 年代の日米通商摩擦の時代、米国の通商法 301 条による日本の自動車への一方的関税引き上げは DSB

の裁定により違法認定され、米国は措置の撤回を余儀なくされた。パワーで勝る大国に対し「ルール」で対抗できるようになっていったわけである。

⁶ 二審制を採用している DSB における、第二審にあたるものを指す。アドホックで委員が選出されるパネルと異なり、上級委員会は最大 7 名の委員から構成される常設の機関である。

⁷ 委員の任命は加盟国のコンセンサスにより行われるため (DSU2 条 4 項)、実質全加盟国が上級委員の選定に対する拒否権を有していることになる。

⁸ 定員 7 名のうち、そこまで審理に必要な最低人数である 3 名が在籍していた (DSU17 条 1 項) が、うち 2 人の任期が失効し、委員は 1 人だけという状態になった。

き行う(第2章)。次に、前章で確認したDSBの性格に鑑みて、現状のDSB、特に上級委員会の現状と課題につきその「正当性」の観点から検討を加えていく。現行の上級委員会危機は具体的にDSBの機能全体、ひいてはWTO体制全体に及ぼすかという事実の認識、その背後にある米国の「司法積極主義」批判の概要を把握した後、さらにはDSBの「司法化」の水準を「法化モデル」及びサブ概念としての「委任モデル」をもとに評価し、WTO体制全体におけるDSBの「司法化」の深化がもたらす意味、緊張関係、そしてそこから生じる「正統性」の課題につき分析する(第3章)。最後に、ここまで概観してきたDSBの課題を念頭に置きつつ、長期的なDSB改革のビジョンを提示する。まず、DSBの「司法化」の深化に伴い生じた正統性の問題につき、DSBの内部のみならずWTO体制全体を踏まえた上で真にボトルネックとなる課題が一体何かを突き止め、それを解決するための改革オプションを提示する。そして、本稿の分析によりどこまでの範囲の課題に到達できたのか、その過程でどのような課題があったかなど、今後の研究における課題を示し、結びとする(第4章)。

2. WTO紛争処理機関の概要

まず本章においては、WTOの紛争処理機関の機能、及びその特徴を捉えた上で、紛争処理機関の意義と性質を議論するためのフレームワークを提示する。このフレームワークは、次章において上級委司法積極主義批判とDSBの正当性を議論する上での基盤を提供することを意図しているものである。

2-1. 紛争処理機関の機能、及び特徴

WTO紛争処理機関(DSB)とは、加盟国の貿易紛争をWTOルールに基づいて解決するための準司法機関である。個別の貿易紛争処理によるWTOルール明確化を通じ、WTOの下での多角的自由貿易体制における法の支配に大きく寄与するという点で、WTO体制の中心的な柱の一つをなしている⁹。以下、このようなWTO紛争処理機関の特徴につき、「強制管轄権の存在」と「迅速性」の2点を指摘する。

まず手続上の特徴として特筆すべきは「強制管轄権」の存在である。旧GATT時代の紛争処理機関において

はパネル(第一審)の設置に締約国のコンセンサスが必要とされていたが、WTOにおいてはネガティブ・コンセンサス方式、すなわち全会一致での否決があった場合のみ手続きがブロックされる仕組みとなった。申立国がパネルの設置に反対の意を示すはずもないため、申立国が要請すれば被申立国の同意なしにパネルが設置されることになる。この様にしてWTO紛争処理機関は事実上の「強制管轄権」を有することとなったわけである。国際裁判においては、通常当事国の合意なしに裁判が行われない事が通常であり、特に国際司法裁判所(ICJ)規程の選択条項¹⁰を受け入れている国は国連加盟国の3分の1に満たず、ICJが強制管轄権の設定には程遠い状況にあることと比較すれば、極めて特徴的な点であると言える。

そして、さらに手続上の特徴として挙げるべきは紛争処理の「迅速性」である。旧GATTからWTOへの転換によりパネル、上級委の設置のみならずその報告書(判決)の採択までもがネガティブ・コンセンサス¹¹で執り行われることとなり、紛争処理手続は「自動化」され、迅速に処理されるようになった。紛争解決理解(Dispute Settlement Understanding, DSU)はパネル手続きの各段階に時間制限を導入し、パネルが設置されてから報告書採択までの期間は上訴が為される場合でも1年を超えないとし、上訴手続は90日以内で終了するとした¹²。実際にも多くの場合パネル手続きは1年程度で完了しており、これは他の国際裁判と比して驚くべき速さといえる。

なお、この様に強制管轄権や迅速性を兼ね備えた強靱な司法手続であるがゆえ、WTOの紛争処理制度は国家間紛争を引きつける「吸引力」があるとされており¹³、質・量双方の観点において極めて多くの国家間紛争を取り扱う。前者(質)の観点に関して、本来貿易戦争とはいえない国家間紛争も貿易制限に関わる限りにおいてWTOに持ち込まれる。貿易制限により不利益を被ると主張する国々は相手国の同意なしに紛争処理機関に持ち込み、同制限のWTO協定適合性を問題にすることができる¹⁴。さらに後者(量)の観点において、例えばICJが設立から70年間で158件の紛争を処理したのに対し、WTO紛争処理機関は設立から23年間で566件もの紛争を処理しており、両者の差は歴然である。

<国際法廷の案件処理数の比較(ICJ-WTO)¹⁵>

⁹ WTO HP より。

¹⁰ 締約国がICJの強制管轄権を受諾する旨を示す条項のこと。

¹¹ 全会一致で「反対」があった場合のみ手続がストップする意思決定方式を指す。

¹² DSU17条5項参照のこと。

¹³ 岩沢雄司「WTO紛争処理の国際法上の意義と特質」国際法学会(編)『紛争の解決(日本と国際法の100年 第9巻)』(三省堂、2001年)218頁

¹⁴ 域外適用：ヘルムズバートン法事件(1996年)、環境：エビ海亀事件(1996年)、海洋法：チリめかじき事件(2000年)など。

¹⁵ 表は右のデータをもとに筆者作成。(WTO | Dispute Settlement Activity- some figures, at https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispustats_e.htm; ICJ | List of All Cases, at <https://www.icj-cij.org/en/list-of-all-cases>)

	案件数	期間	年平均
WTO 紛争処理機関	566	1995～2018 (23年間)	24.6
ICJ (国際司法裁判所)	158	1948～2018 (70年間)	2.25

2-2. 紛争処理機能の発展の経緯¹⁶

旧 GATT は、他の締約国の措置により自国利益が侵害されたと考える締約国は当該問題を締約国団に付託することができる旨定めた一方、その問題をどの様に処理するかまでは規定されていなかった¹⁷。GATT 設立当初は、締約国団長議長が裁定を行う方法や、作業部会を設置して処理にあたらせる方法が採られていた。その後、1952 年頃パネル方式が事務局主導により採用され、それが定着して今日に至っている。パネルは、独立した個人により構成され当該紛争につき法律的観点から判断を下すことを任務とされるものであり、この転換は外交交渉の手続から裁判的手続への画期的転換の契機であったとされる。

パネル手続きは 1979 年に GATT 締約国団が採択した「通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解」により正式に成文化された。その後もより一層の改善が必要とされ 86 年に開始したウルグアイラウンドにおいて紛争処理が交渉対象とされた。その結果、今日の「紛争解決にかかる規則及び手続に関する了解（紛争解決了解、DSU）」がまとめられ、1995 年に発行した WTO を設立するマラケシュ協定の不可分の一部となった。この変革により、前述の強制管轄権、パネル手続きの自動化・迅速化が勧められ、一連の手続きはより「司法化」の様相を呈するとともに、より強固なものとなっていった。

なお、一連のウルグアイラウンドの交渉において、EC や日本は米国による一方的措置を封じること大きな目的をしていたところ、米国はそれに同意する条件として紛争処理手続の大幅な改善を要求していたとされる。結果として、前述の様に紛争処理手続はより司法化され裁判に近いものとなった。

2-3. 紛争処理機関の意義と性質についての議論

さて、ここまで WTO 紛争処理機関 (DSB) の機能や特徴、その歴史的過程を概観してきたが、第 2 章 3 節においては「どのような意義を有するか、どのような性格付けがなされるか」を検証していく。次節におい

ては DSB へ向けられる批判をもとにその課題を分析していくこととなるが、そもそも同機関がどのような意義・目的を有するのかという前提がなければ、その批判がどの程度当たっているのかを検討することはできないし、課題の分析もままならないからである。ここでは、前述のように紛争処理機能が外交交渉的性質のものから司法的性質のものへ変化してきたことを踏まえつつ、こうした変化が DSB の意義付けに際して何を含意するのか、以下検討していく。

まず、分析の枠組みとして「私的利益・公的利益モデル¹⁸」を導入する。同モデルは、私的利益のための機構（以下、私的利益機関）と公的利益の実現を目的とした機構（公的利益機関）を右のように対比させて議論を展開していく。まず、前者の私的利益機関にはコミュニティの独立した利益は存在せず、その機関の唯一の役割はそのコミュニティに属するメンバーが自己の利益を追求する枠組を提供することにとどまる¹⁹。他方、後者の公的利益機関はコミュニティ全体としての独自の利益を有する。コミュニティの政策を実行することが構成員・組織の目標となり、その政策決定過程において共通善（common good）実現のためにコミュニティの個々の構成員の利益を犠牲にすることもありうる²⁰。これを紛争処理手続に当てはめて考えれば、前者、すなわち私的利益機関としての性質を重視するのであれば、紛争処理は私的利益を追求する各国家の利益の衝突を調整する消極的役割を期待されることとなり、必ずしも強力な司法手続を必要とはされない。むしろ当事者間の合意を尊重する外交交渉的性質のフォーラムの方が当事者間の満足に資する可能性がある。一方で、紛争処理の役割を一種の共通善の達成、例えばレジーム全体の秩序維持といったところにおくとすれば、当事者間の合意よりも法に則った解決が優先されることとなり、強力な司法化が支持される結論となる。

従来の GATT は、貿易の自由化を通じて各国の経済的利益を最大化するための、すなわち私的利益に基づいたコミュニティとして構成されてきた²¹。しかしながら GATT から WTO へ移行、すなわち「国際機構として」発足したことにより、コミュニティの共通善が強調されるようになった。例えば「統合された一層有効かつ永続性のある多角的貿易体制（WTO 協定前文第 4 段）」などがそれである。こうした変化に応じ、WTO の内部機関たる DSB も公的利益機関としての意義を生じさせ、それゆえ強力な司法的制度としての機能を有するようになったのだといえる。

¹⁶ 第 2 章 2 節は岩沢（前掲注 16）215 頁～217 頁を参考に記述した。

¹⁷ 旧 GATT23 条より。

¹⁸ 小林献一「WTO 紛争解決手続の正当性と透明性—私的利益/公的利益モデルによる DSU 交渉の現状分析」（RIETI, Discussion Paper, 2008）

¹⁹ Kenneth W. Abbott, *the Uruguay Round and Dispute Resolution: Building a Private-interests System of Justice*, 1992 COLUM. US. L. Rev. 111, 121 (1992).

²⁰ *Ibid.*, pp. 114-115.

²¹ 小林（前掲注 23）、6 頁

しかし一方で、DSUの規定を見る限りでは、DSBが公的利益「のみ」を追求する機関として見ることはできないということにも注意が必要である。DSUは紛争解決手続を次のように規定する。

「世界貿易機関の紛争解決制度は、多角的貿易体制に安定性及び予見性を与える中心的な要素である。加盟国は、同制度が対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持しならびに解釈に関する国際法上の慣習的規則にしたがって対象協定の現行の規定の解釈を明らかにすることに資するものであることを認識する。」(3条2項)

「加盟国が、対象協定に基づき直接または間接に自国に与えられた利益が他の加盟国が取る措置によって侵害されていると認める場合において、そのような事態を迅速に解決することは、世界貿易機関が効果的に機能し、かつ加盟国の権利と義務との間において適正な均衡が維持されるために不可欠である。」(3条3項)

2項を見る限りにおいてはDSBの意義は「多角的貿易体制及び安定」という公的利益の維持にあり、一方3項において規定されているのは明らかに純粋な紛争処理、すなわち主観的利益を追い求める加盟国同士の利益調整である。よってDSBに関して、WTOの設立に伴い公的利益機関としての性格を強めた一方、依然として純粋な紛争処理、すなわち私的利益保護の機関としての性格も残している。強力な司法化が推進されたことには確かな正当性がある一方、それが唯一絶対の価値であるとは言えず、結局は両者のバランスの取り方の問題ということが分かる。

3. WTO 紛争処理機関の現状と課題

第3章においては、DSBの直面する現状と課題について概観する。まず、米国の上級委員再任拒否により、具体的にDSBはどのような「危機」に瀕しているのかを確認する。その上で、米国の批判はどのような背景に基づき、どの程度妥当である/ないのか、さらに、米国の批判にとどまらず、DSBが長らく直面してきた「正当性」の課題は一体どのようなものなのかを考察し、次章におけるDSB改革の指針を立てる上での的確な現状分析を提供することを、本章では試みる。

3-1. 上級委員問題、制度の現状と今後

上級委員会²²は長らく米国による委員の再任拒否が続いており、2019年12月11日、ついに審理に必要な

最低人数²³を下回り、上級委員会はもはや新規案件を審理することができなくなった。ここでは、この事態が具体的にDSB、ひいては多角的貿易体制全体にとって何を意味するのかを確認していく。

今回上級委員会が機能を停止したことにより今後起こりうる事は、新規に上訴される案件が「棚上げ」され、パネル判断に不服を持つ締約国により事実上ブロックされる事である²⁴。確かに今回機能を停止したのは上級委員会のみであり、第一審であるパネルは審理を継続できる。しかしながら、上級委の機能不全を理由にパネルの判断が確定判決となるのではなく、紛争解決了解16条4項により、判断に不満を持つ国々は依然上訴する権利は残っている状態となる。従って、上訴案件を審理する上級委が存在しない一方で締約国には依然上訴する権利が残るということになり、一度上訴されてしまうと事案は処理されることなく、宙に浮いたまま「棚上げ」され、ずっと放置されることになるのである。すなわち実質的には、パネルの設置、及び報告書の採択にコンセンサスが要求された旧GATT時代と同様に、パネルの判断に不服を持つ締約国がパネルの報告書を自らの意思で「ブロック」できる状態が到来したということの意味する。

このように、紛争処理機能全体が機能不全に陥った今、何が起こるのだろうか。一つには、DSBに付託しても適切な解決に導かれる見込みが極めて低く、提訴のインセンティブが低下することである。上述のように「棚上げ上訴」の可能性が開かれてしまった以上、パネルで敗訴した国が自主的にパネルの判断を受け入れる可能性は極めて低い。事実、米国が既に「米国・炭素鋼相殺関税事件」の履行確認パネル報告を12月18日に上訴している。世界一の経済大国である米国が先陣を切って「棚上げ上訴」のカードを切ってしまった以上、他国にとってもこの選択肢をとるハードルは下がったと言える。こうした状況の中、間違いなく貿易紛争の解決のためにDSBに付託するインセンティブは低下していき、ひいては自国の利益保護のために一方的な報復関税に出るなど、「小さな貿易戦争(mini trade war)²⁵」が頻発する事態が起こるは想像に難くない²⁶。なお、こうした一方的措置に対する対抗措置も、事案を処理する上級委員会が機能しない以上、増加していくだろう²⁷。何れにせよ、今後のWTO体制の法の支配を著しく損なう状態へ移行していくこととなる。

3-2. 米国による批判の妥当性についての検討

²² 前掲注6参照のこと。

²³ 前掲注10参照のこと。

²⁴ この議論は川瀬剛志「WTO上級委員会危機と求められる日本の役割」(RIETI, 2019)を参考に記述した。

²⁵ 米下院通商小委員会所属のマーフィー(Stephanie Murphy)議員(民主党)の発言。

²⁶ INSIDE U.S. TRADE, "Without an Appellate Body, What's Next for the WTO?", Dec.22, 2019

²⁷ そもそもこうした一方的関税引き上げ措置がWTO協定違反(DSU23条)であるのは言うまでもないが、しかしそれを裁く紛争処理機関が機能しないのであるから、躊躇なく報復関税が発動される状況になっていくだろう。

それでは、上述のように上級委の再任拒否プロセスを続け、ついには DSB の機能不全にまで追い込んだ米国は、一体上級委のどの部分をどのように批判していたのか。さらにはその批判は妥当か否か、そしてどの程度妥当である（妥当でない）のか。

米国の批判は、「上級委が与えられた権限を超えた手続的裁量の行使と協定解釈を繰り返すことで加盟国の協定上の権利を侵害している（いわゆる司法積極主義（judicial-activism）批判）」というものである²⁸。この米国の主張は、法的には DSU（紛争解決了解）第3条2項の「対象協定に定める権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又は対象協定に定める権利及び義務を減ずる事はできない」という文言に着目したものである。条約締結当初は合意していなかったようなところまで上級委員会の「発展的解釈」が及び、米国の主権が侵害されているというのである。

この米国の批判に対して、条文解釈的な見地からは2点ほど指摘を加えることが可能である。まず「元来合意していなかった事」にまで上級委の判断が及んだ旨の主張に関して、条約の解釈は当然文言解釈が原則なので、締結時に意図していなかった義務を締約国が負うことになった事実それ自体が条文解釈の誤りを表すものではない、と反論可能である。条約法条約32条によれば条約締結当時の締約国団の意思、あるいはそれが読み取れる文章の解釈への利用というのは31条に定められる文言解釈のプロセスを経てなお条文の意図が明らかにならなかったときに初めて用いられる解釈手法であり、直ちに条約締結当時の締約国の意図に話をもっていくのは条文解釈のあり方として適切ではない。

次に「発展的解釈」の行き過ぎに対する批判に関しては、条文の解釈とは文言に意味を与える作業であり、司法がある種の「立法」的作用を及ぼすことを完全に排除する事はそもそも不可能である、という反論が可能である。この事は条約法条約31条1項の文言を見ても明白である。同項によれば、条約は「文脈及び条約の趣旨及び目的に照らして文言に与えられる（to be given）用語の通常の意味」に照らし誠実に解釈される、とされている。注目すべきはこの「与えられる（to be given）」という修飾語である。これは直前の「通常の意味（the ordinary meaning）」掛かっているが、その直後、つまり修飾語の直前にカンマが打たれておらず、制限的用法として用いられていることが分かる。つまり、この条文を正文に沿って文言通りに読めば「文脈及び条約の趣旨及び目的」と切り離された「通常の意味」などというものを条約法条約はそもそも想定して

おらず、条文の文言解釈は辞書を引いて「客観的・中立」な意味合いを選び出すような作業ではなく、むしろ積極的に、条文に意味を「与える」作業なのだということが分かる²⁹。ゆえに DSB が一定の立法作用を及ぼすことそれ自体を否定することはできず、「新たな権利及び義務を追加」することが出来ないという DSU の規定から直ちにこうした上級委員の姿勢を協定違反と断ずることはできない。

以上に見てきたように、米国の DSB に対する司法積極主義批判に関しては、「国際法的な」見地から「一般論として」言えば決して的を射たものではないといえる。しかし、一方でそれは究極「程度の問題」であり一切が間違っていると断ずることもまたできないことに注意しなければならない。また、第3章本節における考察は高度に司法化されているとされる現行 DSB の状態を所与とした上でベーシックな条文解釈の見地から展開されたものであるが、米国の批判の根本にあるものは、そうした非常に高度に司法化された DSB のあり方、そして WTO レジーム内での絶妙なパワーバランスそのものにあると考えるべきであり、本節の議論ではこうした点がなお不十分であると言わざるを得ない。

3-3. 司法化の水準と、正当性についての検討

前節の末尾で、問題の本質が高度に司法化された DSB のあり方そのものの是非であることが示唆された。しかしながら、DSB の「司法化」という点はいわば「程度の問題」であり、0か100かで論じることのできるものではない。よって、第3章3節においては DSB の司法化の水準、すなわち「どの程度の」司法化なのかを評価した上で、改めてそこから生じる DSB の正当性の問題について、今回の米国の主張にとどまらない包括的な観点から再検討していく。

3-3-1. モデルの提示

まず、司法化の度合いをある程度定量的に分析するモデルが必要となる。ここではアボット（Kenneth W. Abbott）他の提唱する「制度の法化モデル」を援用する³⁰。同モデルは、国際政治学全般において「法化」「法制度化」が進む中、その深化を評価する手法として国際法学と国際政治経済学との対話で生まれたものであり、今日において分析に頻繁に用いられるモデルである³¹。同モデルは法的な制度化を義務（obligation）、明確性（precision）、及び委任（delegation）

²⁸ USTR (2018), *Trade Policy Agenda and 2017 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program*, USTR, pp22-28.

²⁹ 上級委員はかつて辞書利用で文言解釈を済ませるかの様な姿勢をとり、むしろ批判されたこともあったほどである（松下満雄「国際経済法」（東京大学出版）115頁）。

³⁰ Kenneth W. Abbott, Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, Anne-Marie Slaughter, and Duncan Snidal, "The Concept of Legalization", *International Organization* 54, 3, 2000, pp. 401-419

³¹ これらのモデルを用いて DSB の司法化を議論した論文として、川瀬剛志「ドーハラウンドにおける WTO 紛争解決の「改善と明確化」—より一層の司法化の是非を巡って」

の3つで評価されるとしており、それぞれ次のように定義される。第1の「義務」は、国家等の行為主体が合意されたルールに法的に拘束されることを意味する。第2の「明確性」は、当該ルールが要求する内容が明確に定義されているかどうかを意味する。そして第3の「委任」は、ルールの実施、解釈や適用、及びその改変等を中立公平な第三者に委ねるということの意味する。

他方、ハート (H. L. A. Hart) の提唱する1次ルール、2次ルールの概念³²に依拠すれば、義務・明確性指標に関しては行為規範としてのルール、すなわち1次ルールに属するのに対し、委任は後者、すなわち第2次ルールに関することである³³。故に、法化モデルの座標軸で言えばDSBの司法化はもっぱら「委任」指標によって測られることになる。また、この指標についてはさらにコヘイン (Robert. O. Keohane) はサブ概念としての委任モデルを提唱している³⁴。同モデルによれば、裁判への付託の自由度 (access)、裁判の独立性 (independence)、そして判決と国内履行の一体性 (embeddedness) の3評価軸により、それぞれの評価の度合いが高いほど委任の水準が高度、すなわち「司法化」が進んだシステムであるとされている。以下、それぞれの要素を説明した上で、DSBの評価を行っていく。

3-3-2. DSBの司法化の評価

第1の「自由度」は、裁判へ問題を付託することのできる主体の多様性、そしてそれらの主体が手続開始に及ぼす影響の度合いを指す。例えば、国家のみならずNGO、あるいは私人なども訴えを提起できるかどうか、あるいは一つの主体に関してみても、紛争当事国(者)の管轄権受諾が必要か、あるいは強制管轄権が設定されているか否かなどが自由度を規定することになる。DSBに関して言えば、旧GATT時代と異なりパネルの設置、上訴から報告書採択までがネガティブコンセンサスにより事実上自動化し、紛争を提起する主体が手続開始に与える影響の度合いで言えば最高水準の委任レベルである。一方で主体の多様性に関しては、第三者当事国の参加が可能である³⁵という点では幅広いといえるものの、あくまで申立適格が国家にしか与えられていないという点において、中程度の委任内容であるということが出来る³⁶。

第2の「独立性」は、判決が具体的な国家の利益に左右されず、中立・公平に下されるかどうかという指標である。これをさらに分類すると、(i) 委任先、(ii) 法的裁量の程度、(iii) 物的人的資源の制度的制約からの自由の3点から測定することになる。1点目の「委任先」指標につき、さらに要素を分類すると、紛争を付託する委任先は「誰」でその委任先が「どのように決定されるか、身分は保障されているか」という2要素を挙げることができる。まず前者の要素につき、DSBにおいてはパネルも上級委も中立な「第三者」であることは疑いの余地がない。この点については相当程度独立性を達成している。しかし後者の要素、すなわち委任先の決定プロセスや選任後の身分保障に関して見ると、この度の上級委員問題で見られたように上級委は最終的に加盟国のコンセンサスで決められるため、事実上各締約国に拒否権が存在する状況である。故に、委任先(上級委員)の決定プロセスに関して言えば委任の水準は低い。総じて見ると、1点目の「委任先」指標については中程度の委任内容と評価できる。

そして2点目の法的裁量について見ると、まずDSUにより、解釈・適用がDSBに対して独占的かつ統一的に委任がされたことが注目に値する。DSUは一方的措置の禁止(同23条)により各締約国の解釈・適用の余地を奪い、その判断をDSBに独占的に集中させた。WTO協定9条2項に加盟国の4分の3の多数で有権的解釈を採択できる旨を定めているものの、この4分の3の多数の取得というのは容易なことではなく、「事実上」DSBが解釈・適用の権限を独占しているものと言える。次に「どのような」解釈・適用の権限が委任されたか、すなわち与えられた裁量の「中身」を見ると、DSU3条2項において「解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って対象協定の現行の規定を明らかにすること」、すなわち条約法条約に基づき、条約全体の趣旨、目的に鑑みた一体的な文言解釈により、各条文の意味を明らかにしていくことである。また先に指摘したとおり、同条文において新規の権利・義務の追加、あるいは削減の禁止が規定されており、交渉過程において委任の程度を慎重に制限しようとした形跡が見受けられる。総じて、2点目については委任の内容は中程度と評価する。

また、3点目の委任内容を実現するため提供されている「資源」の観点に鑑みれば、情報要請の権限(DSU13

日本国際経済法学会(編)『WTO紛争解決手続きの理論的課題(日本国際経済法学会年報第14号)』(法律文化社、2005): 川島富士雄「WTO紛争解決手続における司法化の諸相—DSU運用の10年を振り返って—」日本国際経済法学会(編)『WTO紛争解決手続きの理論的課題(日本国際経済法学会年報第14号)』(法律文化社、2005)などがある。

³² H. L. A. ハート「法の概念」(長谷部訳、2018)第5章

³³ WTO協定に当てはめて言えば、WTO協定の附属書I・IV諸規定であり、DSUや、マラケシュ協定のうちの「意思決定にかかる部分」などは第2次ルールとなる。

³⁴ Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, and Anne-Marie Slaughter, "Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational", *International Organization* 54, 3, Summer 2000, pp. 457-488

³⁵ DSU10条参照のこと。

³⁶ 例えば私人にまで申立適格を与えるものとしてECJ(欧州司法裁判所)の存在がある。

条1項)、専門家検討部会設置(同13条2項)、事務局等の支援(同17条7及び27条1)等を挙げることができる³⁷。国際経済関係が複雑化し、限られた委員での判決が極めて難易度の高いものとなっているところ、こうした規定から上級委員の資源面での制約は相当程度除かれており、この点において独立性の程度は高く評価できる³⁸。

最後に、第3の指標である「一体性」について、これは裁判官が下した判決がどの程度自動的に執行されるかという指標である。さらに詳細に分類すれば、

(i) 判決の内容がどの程度自動的に採択されるか否か(換言すれば、紛争当事国が判決の内容を拒むことができるか否か)、(ii) その判決が国内裁判所で直接効力を持ち、自動的に国内で執行されるかどうかという2点から判断することになる。DSBに関して、パネル・上級委の報告書が自動化されたためこの点に関しては一体性の水準がGATTからWTOへの移行にあたって増大したと言えるが、他方で国内法秩序への直接的効果はGATT時代と同様義務付けられておらず、これ以上「一体性」の水準が上がることはなかった。

以上、3つの指標からなるDSBの司法化、とりわけ「委任」水準にかかる評価をまとめると、下記の表のようになる。一般的にDSBは極めて司法化の度合いが強い国際法廷の代表格として参照されるところではあるが、きめ細かに要素分解して検討すれば一概に司法化の度合いが強いとは言え切れず、「DSBは司法化の側面が強化されすぎた。故に制限をかけるべき」という単純な議論にはならないことがわかる。

<委任水準の評価、項目ごとまとめ>

指標		評価
1. 自由度	(i) 付託できる主体の多様性	低
	(ii) 付託開始への影響の強さ	高
2. 独立性	(i). 委任先、選任プロセス、身分保障	中
	(ii). 法的裁量の程度	中
	(iii). 物的人的資源の制約からの自由	高
3. 一体性	(i). 判決内容採択の自動性	高
	(ii). 国内秩序への自動執行の程度	低

3-3-3. DSBの正当性の課題

先に第2章で指摘しているように、DSBは私的利益機関としての性質と公的利益機関としての性質の双方を併せ持つものであり、必ずしも締約国の意思を離れて司法化の色合いを強めることだけが正解ではな

い。ここでは上に見たようにGATT時代と比して司法化(委任水準)が変容したDSBの帰結、その功罪はいかなるものであったかという点について、検討していく。

まず、DSBは前述に示したように数ある国際法廷の中でも圧倒的な量の紛争案件を処理し多くの判例の蓄積に寄与した。これは前述の委任モデルでいうところの付託の自由度(1-(ii))の強化(事実上の強制管轄権)と、一体性(3-(i))の強化(報告書採択の自動化)によるものであり、判例の蓄積による解釈基準の明確化・一貫性の確保を通じて、「多角的貿易体制に安定性及び予見性を与える」というDSU3条2項に大きく寄与するものである。よって、国際貿易レジーム全体の法的安定性の維持というDSBの「公的利益機関」としての性質に鑑みれば、極めて多くの成果を残してきたものと評価できる。

一方で、こうした司法化水準の変容によるDSBの「吸引力」の増大は、DSB自体に止まらない国際貿易レジーム全体との関係で深刻な歪みを生み出していることもまた事実である。例えば「環境保護」や「健康保護」など、非貿易的利益に関する紛争案件が増大したことがその一例である³⁹。こうした事例の多くで国内法令・措置のWTO法違反が認定され、かつ自動的に採択されたために、各国国内で民主的に決定されたルールに関して民主的プロセスの裏づけがないDSBに集権的な解釈権を与えることの「正統性」について疑問が提示された⁴⁰。もちろん、中立公正な判事であるべきDSBの委員が民主的なプロセスで選定されていないというのは至極当然であり、司法化の強化を重視する立場からすれば、DSBがかかると国内法規範についてWTO協定違反の判決を出すことそれ自体が正当性の疑義を呈するものでは決してあり得ない。しかしこうした状況は、私的利益を追求する当事国間の満足のいく紛争処理というDSBの「私的利益機関」的な性質に鑑みれば、問題があるといえよう。また、委任水準の評価軸の1つである2-(ii)「法的裁量」に関する類似する問題がある。元来交渉者が裁量限定を意図して導入したはずの「一般法上の慣習法規則」という解釈基準であるが、厳格な条約法条約の適用がむしろ交渉者の思わぬ結果を生むこととなった⁴¹。この事も、厳密な国際法適用からすれば至極真つ当な結論であるろうとも当事国の目線に立った紛争処理という観点からすれば必ずしも望ましい結論とはいえない。

ここまで見てきたように、GATTからWTOへの移行で自動化・強制管轄権の導入がなされたことにより、委任水準はいくつかの側面で高度なものとなり、この

³⁷ 川島(前掲注36)97頁

³⁸ *Ibid*

³⁹ 前掲注16参照のこと。

⁴⁰ 川島(前掲注36)102頁: See also, Jeffrey L. Dunoff, "The Death of the Trade Regime", 10 *European Journal of International Law*, 733, 758 (1999)

⁴¹ 前述のように、交渉当時の準備作業にかかる文書は条約法条約32条で定められるように解釈の「補的手段」であり、これは31条規定の文言解釈に劣位するものとされるため、こうした事態が発生する。

ことは「公的利益機関」的な目的意識では非常に有益な帰結をもたらした一方、「私的利益機関」的な目的意識においては、いくつかの加盟国から「正統性」の疑問が呈されることとなった。現状の上級委員危機も、現米トランプ政権の短期的なエゴにより突如発生したのではなく、その背景にあった制度的な歪みの蓄積の帰結の一つとして捉えるべきであり、持続的な多角的国際貿易体制の安定のため、こうしたボトルネックの一つ一つを対処するための DSB 改革のビジョンが必要とされる。

4. 結論—改革の指針の提示に向けて

ここまで WTO 紛争処理機関 (DSB) の意義や性質の議論、そして現在進行形の上級委員問題の概要、その背景にある DSB 批判について概観してきた。この章では、そうした DSB の問題を踏まえ、まず長期的な DSB 改革のビジョンを提示する。

4-1. 問題の所在の特定

第3章3節の末尾において、DSB の司法化水準が委任モデルの諸評価要素において上昇し、それにより「当事国の満足のいく紛争解決」という DSB の私的利益機関的な性質の目的意識において「正統性」への疑念が付される帰結となったことが指摘された。しかし、こうした DSB の司法化に伴い発生した問題点・課題は、むしろ WTO 協定上のルールが量・質双方ともに追いついていないことに起因するのであって、すなわち DSB の外に本質的な原因が存在するということが指摘せねばならない。アボットの法化モデルでいえば「委任」指標ではなく「明確性」指標の問題ということである。というのも、前章で DSB の「法的裁量」に由来する問題があることが指摘されてきたものの、委任モデルに従った評価によれば DSB への法的裁量の委任は中程度のものであり、DSB そのものの権限が不当に拡大したことによる帰結ではないことが分かる。法化モデルにおいて、「明確性」、すなわち当該ルールの要求する内容の明確性が高ければ高いほど「委任」指標、すなわち中立的第三者の裁量は大きくなり、逆もまた然りである。両者は反比例の関係にあり、DSB の「正統性」に関する問題も、「委任」の水準が高すぎ

たことではなく相対的に「明確性」水準が低すぎたことによって生じたものと解するべきである。

今日において WTO はルールメイキングのフォーラムとしては機能不全に陥っており、それを代替するものとして、後述する FTA へ軸足が移って行ったことは周知の通りである⁴²が、DSB はこうした諸 FTA の条文については管轄権を持たない⁴³。ゆえに、数々のリージョナルな協定によって複雑に規定されている今日の国際経済関係を、95年当時のままの WTO 協定で処理しなければならないことになる。そしてそれにも関わらず、自動化・強制管轄権導入により強化された DSB にはその吸引力により大量の紛争案件が持ち込まれる。こうした状況から、法化モデルにおける「明確性」の水準と「委任」の水準の間に深刻な不均衡があることは疑いの余地がない。

4-2. 目指すべき長期的な改革の指針

こうした現状を受け、本稿においては「明確性」指標向上のための改革オプションを提示する。現状 WTO の屋根の下でのルールメイキングは停滞しており、このことが法化モデルの「明確性」指標の水準の低さにつながっている旨をすでに指摘した。しかしながら、WTO のルールメイキングは原則コンセンサスによるとされている⁴⁴ところ、マルチの枠組みで合意できる範囲のことはすでにウルグアイラウンドの時点で合意し切ってしまっており、これ以上具体的なものにつき164もの加盟国の間でコンセンサスがなされる可能性は極めて低い。ならば、代替手段としてルールメイキングの主流となっている FTA を、DSB が紛争案件を処理する際に用いることができるよう、改革するのが理想ではないだろうか。

FTA (Free Trade Agreement, 自由貿易協定) とは GATT24 条に規定されているところの、自由貿易地域 (Free Trade Area) を策定する協定 (Agreement) であり⁴⁵、マルチの枠組みとは異なる、限られた有志国でさらなる貿易自由化を志向するためのリージョナルな協定である。こうした協定は、限られた有志国間の合意であるが故に、当然マルチの枠組よりも高レベルの合意がなされる⁴⁶。この様に限られた国でのみ自由化の恩恵を享受できる類の協定は WTO の基本原則たる最恵国待遇 (Most Favored Nation, MFN) 原則⁴⁷と矛

⁴² WTO 設立の 1995 年から 2020 年に至るまでに、FTA の通知件数は 20 倍以上に増大している。See, WTO HP | Regional trade agreements, “How many regional trade agreements have been notified to the GATT or the WTO?”

⁴³ DSU1 条 1 項参照のこと。

⁴⁴ WTO 協定 9 条 2 項参照のこと。

⁴⁵ FTA という略称が指すところはこの両者が存在するため度々混乱の原因となるところであるが、本稿に関する限りにおいては、基本的に FTA は自由貿易「協定」を指すものとする。

⁴⁶ 例えば、現在 WTO の枠組みでも有志国間で電子商取引やデータ通商のルールについて協議が進められているところであるが、TPP、日欧 EPA や日米貿易協定においてはデジタル貿易の規定が既に明文化されており、WTO の枠組みでは合意できない最先端のトピックについても規定がされていると言える。

⁴⁷ 同原則は GATT1 条 1 項に規定されているもので、貿易交渉に関しての無差別原則を規定しているところ、FTA は限られた締約国の間だけで貿易自由化の利益を享受するもので、直接的には同原則に違反するものであるといえる。

盾するところではあるが、自由貿易地域域内でのさらなる貿易自由化が見込まれる、FTA の締結によりその枠組から外れる国々は相対的に取引条件において不利になることから、そうした国々にさらなる自由化の圧力をかけることができる⁴⁸など貿易障壁撤廃、そして自由化という GATT の目的に鑑みて種々のメリットが存在することから、重大な例外として GATT24 条で認められているものである⁴⁹。

こうした FTA を WTO-DSB で扱うことができるようにすることで、(i) 明確性の高いルールによって DSB が紛争案件を処理できるようになり、DSB の法的裁量との「行き過ぎ」の是正につながる / (ii) 当事国間で合意されたルールでの紛争解決であるから、当事国間の満足のいく紛争解決にも資する(私的利益機関的性質の目的) / (iii) 世界中に散らばる FTA に対し一貫して DSB が判断を下すことになり、世界大での国際貿易体制の法的安定性・予見可能性に資する(公的利益機関的性質の目的)などの効果が得られるだろう。またこのオプションは、(長期的には、の話ではあるが) 現行のような高度な司法化水準の DSB を志向する EU 諸国、DSB の行き過ぎを批判する米国のような国の双方の利害に叶うものである。本オプションは DSU 協定の改正を必須とするため、「WTO ではもうマルチのルールは作れない」という先の指摘に表面的には矛盾するところではあるものの、本事項は異なる DSB の理想像を持つ様々な国々の異なる利害にマッチするポテンシャルを持つものであり、マルチのルールメイキングが難航する諸分野の中でも比較的实现可能性が高い。ゆえに「長期」の視野に立った場合にはかかる DSB 改革のビジョンを念頭に置き、各締約国は交渉に当たるべきである。

4-3. 結びに代えて

最後に、本稿の分析が到達しなかった範囲、また分析過程における不足を示し、今後の研究課題を提示して結びとする。

まず、本稿においては、極めて長期のスパンにおける DSB の改革ビジョンを示すにとどまり、既に顕在化している上級委員の機能不全を前にしてどう行動する

かという喫緊の課題にまでは解決策が及んでいない。しかしながら、筆者があえて指摘したいのは、こうした状況であるからこそその長期的なビジョンの重要性である。現に上級委員問題が取り沙汰され始めてから、世界中でこの問題について議論がされ、数多くの論文が出されているところ、そうした論文の多くは短期的な目線での視野からいかに危機を回避するかという点に注力し、もっと長い目線でどういうデメリットが出てくるのかという考慮が欠如しているものが大半である。例えばその際たるものが、「上級委に対する米国の不満は専らアンチダンピング等貿易救済措置に関する案件に対するものであるから、そうした部分だけ上級委の対象から外してしまえば米国の批判を交わすことができる」といった議論である⁵⁰。こうした手法は、確かに目下の米国の上級委への圧力を避け、短期的に上級委の機能不全を防げる可能性がゼロではないが、しかし米国の不満が貿易救済措置にかかる案件だけであるとは到底思えず⁵¹、一度こうした重大な例外的措置を認めてしまえばなし崩し的に広がってしまうことは容易に推察される。長いスパンで見ればむしろ失うものの方が遥かに大きい提案であるといえよう。目の前に表出した課題ベースで考えるのではなく、そもそも DSB はいかなる性質のものなのかをしっかりと吟味し、先に理想像を描いた上で現実の政策課題に対処することが重要であるという確信こそが、プラクティカルに現実の問題へ対処する提言ではなく、理論的な観点からの緻密な DSB の分析を通じ、長期的な改革ビジョンを提案するペーパーを執筆するに至った原点である。

なお、本稿においては依然分析手法に不十分な点があり、そこも含め明確に提示せねばならない。まず第3章3節で用いたコヘインの委任モデルにつき、元来委任モデルで指摘されている「自由度」「独立性」「一体性」という3つの指標からスタートし、川島論文(前掲注36)の議論も参考にしながら、よりきめ細かに分類し、委任の水準の評価を試みた。しかし、最終的に各項目の評価の度合いとしての高・中・低という3つは、GATT時代との比較による相対的なものにとどまり、より厳密に議論をするなら他の主要国際法廷についても同様の分類を行い、どこまでの水準なら高・中・

⁴⁸ こうした効果はドミノ効果と呼ばれる。

⁴⁹ FTA が MFN 原則の重大な例外として認められる条件として「実質上すべての貿易」について関税ほかの貿易障壁撤廃が規定されているなど、ハイレベルな合意がなされるよう法的にも担保されている。

⁵⁰ See, Jeffrey J. Schott and Euijin Jung, *The WTO's existential crisis: how to salvage its ability to settle trade disputes*, Peterson Institute for International Economics, Policy Brief (19-19), Dec.2019; Jennifer Hillman, "Three approaches to fixing the world trade organization's appellate body: the good, the bad and the ugly?", Institute of International Economic Law

⁵¹ 例えば、現行トランプ政権になって以降米国は種々の貿易制限措置につき「安全保障」を理由とした正当化を試みており、これらは法的には GATT21 条の安全保障例外による正当化の議論となるどころ、現行米政権の措置については否定的な評価が大半であり(川瀬剛志「鉄鋼・アルミニウム輸入に対する米国 1962 年通商拡大法 232 条の発動—WTO 体制による法の支配を揺るがす安全保障例外の濫用と報復の応酬—」(RIETI, 2018) など)、これらについても「21 条の曖昧な文言から DSB の事実上の立法行為を許容できない」とゼロインクと同様のロジックで主張をしていくことが想定される。

低なのか、という点まで示す必要がある。また、委任モデルによる分析のち再び法化モデルに立ち返り「明確性」と「委任」という2指標の均衡を議論したが、こちらも同様の課題が残存する。一般論として言われている WTO のルールメイキングの不全と DSB への大量の紛争案件の持ち込みを指摘したが、こちらも厳密な議論のためには他の主要国際機構との比較が必要である。

以上の課題を提示し、本稿はこれで結びとする。

(以上)

【主要参考文献】

< 英語文献 >

- Asif H. Qureshi, “*Interpreting WTO Agreements-Problems and Perspectives*”, (Second Edition), Cambridge University Press, 2015
- H. L. A. Hart, “*The Concept of Law*”, 3rd ed. Oxford University Press, 2012
- Jeffrey J. Schott and Euijin Jung, *The WTO’s existential crisis: how to salvage its ability to settle trade disputes*, Peterson Institute for International Economics, Policy Brief (19-19), Dec.2019
- Jennifer Hillman, “*Three approaches to fixing the world trade organization’s appellate body: the good, the bad and the ugly?*”, Institute of International Economic Law
- J. G. Merrills, “*International Dispute Settlement*”, 3rd ed. Cambridge University Press
- John H. Jackson, “*The WTO Dispute Settlement Understanding—Misunderstandings on the Nature of Legal Obligation*”, The American Journal of International Law, Vol. 91, No.1, 1997
- Joost Pauwelyn, “*WTO Dispute Settlement Post 2019: What to Expect?*”, Journal of International Economic Law, (2019-22)
- Kenneth W. Abbott, Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, Anne-Marie Slaughter, and Duncan Snidal, “*The Concept of Legalization*”, International Organization 54, 3, 2000, pp. 401-419
- Manfred Elsig, Joost Pauwelyn, and Thomas Bernauer, “*The Oxford Handbook on The World Trade Organization*”, Oxford University Press, 2012
- Rebert McDougall, *Crisis in the WTO: Restoring the WTO dispute settlement function*, CIGI Papers No.194, October 2018
- Richard H. Steinberg, “*Judicial Lawmaking at the WTO: Discursive, Constitutional, and Political Constraints*”, The American Journal of International Law, Vol. 98, No2 (Apr., 2014), pp. 247-275
- Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, and Anne-Marie Slaughter, “*Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational*”, International Organization 54, 3, Summer 2000, pp. 457-488
- T20 Task Force8 | Trade, Investment and Globalization, *Reforming the WTO AB: Short-Term, and Mid-term Options for DSU Reform, and Alternative Approaches in a Worst Case Scenario*, 2019
- Van Den Bossche and Zdouc, “*The Law and Policy of the World Trade Organization- Text, Cases and Materials*”, (Fourth Edition), Cambridge University Press, 2017
- William J. Davey, *The WTO and Rules-Based Dispute Settlement: Historical Evolution, Operational Success, and Future Challenges*, Journal of International Economic Law, 2014, 17

< 邦語文献 >

- 伊藤一頼「WTO 上級委員再任拒否問題を再考する—司法化の進展とその政治的統制の相克—」日本国際経済法学会（編）『WTO 上級委員のマンデートを再考する—張勝和委員再任問題を契機として（日本国際経済法学会年報 第 27 号）』（法律文化社，2018）
- 岩沢雄司「WTO の紛争処理」（三省堂，1995）
- 岩沢雄司「WTO 紛争処理の国際法上の意義と特質」国際法学会（編）『紛争の解決（日本と国際法の 100 年 第 9 卷）』（三省堂，2001）
- 川島富士雄「WTO 紛争解決手続における司法化の諸相—DSU 運用の 10 年を振り返って—」日本国際経済法学会（編）『WTO 紛争解決手続きの理論的課題（日本国際経済法学会年報 第 14 号）』（法律文化社，2005）
- 川瀬剛志「ドーハラウンドにおける WTO 紛争解決了解の「改善と明確化」—より一層の司法化の是非を巡って—」日本国際経済法学会（編）『WTO 紛争解決手続きの理論的課題（日本国際経済法学会年報 第 14 号）』（法律文化社，2005）
- 川瀬剛志「WTO 上級委員会危機と求められる日本の役割」（RIETI，2020）
- 経済産業省「不公正貿易報告書」（毎年刊行）

- 小寺彰「WTO 体制の法構造」(東京大学出版会, 2000)
- 松下満雄「国際経済法」(東京大学出版会, 2017)
- 小林献一「WTO 紛争解決手続の正当性と透明性—私的利益/公的利益モデルによる DSU 交渉の現状分析」(RIETI, Discussion Paper, 2008)